

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品 - 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金 - 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済平成31年3月31日期末所要額
 - ・賞与引当金 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している

3. 重要な会計方針の変更 該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済、兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
福祉事業のみの為省略
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
一拠点の為省略
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア.本部会計サービス区分
 - イ.みどり苑サービス区分
 - ウ.みどり苑 サービス区分
 - エ.ミニデイサービスサービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高

計算書類に対する注記

						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
取引条件及び取引条件の決定方針等											

13. 重要な偶発債務 該当なし

14. 重要な後発事象 該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし